

議会第1号議案

大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年5月16日

議会運営委員会委員長 朝 長 英 美

大村市議会議長 伊 川 京 子 殿

(提案理由)

常任委員会の所管の均衡を図り、競艇企業局の所管委員会を経済建設委員会から総務委員会に変更するため、この条例案を提出するものである。

議会第1号議案

大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

大村市議会委員会条例（昭和34年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務委員会の項所管の欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 競艇企業局の所管に属する事項

第2条第1項の表経済建設委員会の項所管の欄中第5号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大村市議会委員会条例（新旧対照表）

改正後	改正前																								
<p>（常任委員会の名称、委員の定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>	<p>（常任委員会の名称、委員の定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 571 456 647">名 称</th> <th data-bbox="456 571 568 647">委員の定数</th> <th data-bbox="568 571 1137 647">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 647 456 938">総務委員会</td> <td data-bbox="456 647 568 938">9 人</td> <td data-bbox="568 647 1137 938"> (1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) 競艇企業局の所管に属する事項 (6) 他の常任委員会の所管に属しない事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 938 456 1066">厚生文教委員会</td> <td data-bbox="456 938 568 1066">8 人</td> <td data-bbox="568 938 1137 1066"> (1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1066 456 1273">経済建設委員会</td> <td data-bbox="456 1066 568 1273">8 人</td> <td data-bbox="568 1066 1137 1273"> (1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	委員の定数	所 管	総務委員会	9 人	(1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) 競艇企業局の所管に属する事項 (6) 他の常任委員会の所管に属しない事項	厚生文教委員会	8 人	(1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項	経済建設委員会	8 人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 571 1433 647">名 称</th> <th data-bbox="1433 571 1545 647">委員の定数</th> <th data-bbox="1545 571 2119 647">所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 647 1433 938">総務委員会</td> <td data-bbox="1433 647 1545 938">9 人</td> <td data-bbox="1545 647 2119 938"> (1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) 他の常任委員会の所管に属しない事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 938 1433 1066">厚生文教委員会</td> <td data-bbox="1433 938 1545 1066">8 人</td> <td data-bbox="1545 938 2119 1066"> (1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1066 1433 1273">経済建設委員会</td> <td data-bbox="1433 1066 1545 1273">8 人</td> <td data-bbox="1545 1066 2119 1273"> (1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項 (5) 競艇企業局の所管に属する事項 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	委員の定数	所 管	総務委員会	9 人	(1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) 他の常任委員会の所管に属しない事項	厚生文教委員会	8 人	(1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項	経済建設委員会	8 人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項 (5) 競艇企業局の所管に属する事項
名 称	委員の定数	所 管																							
総務委員会	9 人	(1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) 競艇企業局の所管に属する事項 (6) 他の常任委員会の所管に属しない事項																							
厚生文教委員会	8 人	(1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項																							
経済建設委員会	8 人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項																							
名 称	委員の定数	所 管																							
総務委員会	9 人	(1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) 他の常任委員会の所管に属しない事項																							
厚生文教委員会	8 人	(1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項																							
経済建設委員会	8 人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項 (5) 競艇企業局の所管に属する事項																							
<p>2 議員は、前項の表に掲げる常任委員会のいずれか一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の許可を得て常任委員を辞任することができる。</p>	<p>2 議員は、前項の表に掲げる常任委員会のいずれか一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の許可を得て常任委員を辞任することができる。</p>																								